

地域密着型サービス 変更届への添付書類一覧

変更事項	添付書類	認知症対応型通所介護(介護予防)	小規模多機能型居宅介護(介護予防)	認知症対応型共同生活介護(介護予防)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型通所介護
事業所・施設の名称	●運営規程	○	○	○	○	○	○
事業所・施設の所在地	※事前協議が必要です。また、指定基準に適合しているか現地確認を実施します。 ●運営規程 ●平面図 ●登記事項証明書(建物)(写) ●検査済証(写) ●賃貸借契約書(写)	○	○	○	○	○	○
申請者(法人)の名称		○	○	○	○	○	○
申請者(法人)の主たる事務所の所在地	●登記事項証明書(写)(発行後3ヶ月以内)	○	○	○	○	○	○
法人等の種類		○	○	○	○	○	○
代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名	●登記事項証明書(写)(発行後3ヶ月以内) ●誓約書 ●開設者研修修了証(写)(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護のみ) ※転居や婚姻等で氏名及び住所のみ変更となる場合は、誓約書、開設者研修修了証(写)の添付は不要です。	○	○	○	○	○	○
登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る)	●登記事項証明書(写)(発行後3ヶ月以内)	○	○	○	○	○	○
事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	※事前協議が必要です。 ●平面図(変更前・変更後) ●設備等一覧表 ●検査済証(写)(通所系サービスで、既存事業所の床面積を増加させる場合のみ)	○	○	○	○	○	○
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所	●管理者経歴書 ●資格証(写) ※管理者は「常勤」であること。 ※管理者が兼務する職種がある場合は、兼務する事業所の名称、職種・勤務時間等を変更届出書に明記すること。(管理者の勤務状況がわかる資料(従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等)の添付でも可) ※転居や婚姻等で氏名及び住所のみ変更となる場合は、添付書類は不要です。	○	○	○	○	○	○
運営規程 【変更事項】 ①従業者(職員)の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③定員	●運営規程 ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ●資格証(写)(変更・増員に該当する職員のみ) ●平面図(定員増の場合のみ) ●検査済証(写)(床面積を増加させる場合のみ) ※利用定員を変更する場合は、事前協議が必要です。また、指定基準に適合しているか現地確認を実施します。 ※「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更については、その都度ではなく年1回、毎年4月1日を基準日として届出を行っても差し支えありません。運営規程に「○○人以上」と既に記載している場合は、変更届の提出は必要ありません。	○	○	○	○	○	○
運営規程 【変更事項：上記の①②③以外】	●運営規程	○	○	○	○	○	○
協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	●協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等がわかるもの(契約書(写))	-	○	○	○	-	-
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	●介護老人福祉施設等との連携及び支援体制の概要を記載した書類(契約書、協定書等がある場合は写しを添付することでも可)	-	○	○	-	-	-
本体施設、本体施設との移動経路等	●本体施設の平面図等概要が確認できる書類 ●移動経路を記載した書類(施設の周辺案内図等)	-	-	-	○	-	-
併設施設施設の状況等	●併設施設の平面図等概要が確認できる書類、パンフレット等	-	-	-	○	-	-
連携する訪問介護を行う事業所の名称及び所在地	●契約書(写)	-	-	-	-	○	-
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	●介護支援専門員一覧 ●介護支援専門員証(写)(追加のあった職員のみ) ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ●研修の修了証(写)(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の介護支援専門員の変更のみ)	-	○	○	○	-	-

※登記事項証明書は、変更後10日以内に間に合わない場合は、変更届出書を先に提出し、後日追加で提出してください。